

令和3年第4回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年4月5日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
12番 沖田 光春 13番 河野 信義

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
主 事 西村 昌敏 技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程
・農地に係る審議事項
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について

(5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について
- (7) 農地法第5条の規定による許可申請の専決処理について
（民事執行法による農地等の売却に伴うもの）

・農政に係る審議事項

「令和2年度市長と農業者との懇談会」の開催（案）について

・その他

- (1) 家族経営協定調印式について（報告）
- (2) 農業担い手育成研修修了式について（報告）
- (3) 令和3年度予算特別委員会農業関係質疑の要旨について
- (4) 令和3年農業委員名簿について
- (5) 令和3年地区協議会名簿について
- (6) 令和3年度農業委員会事務局職員業務分担について
- (7) 令和3年度農業委員会総会開催の年間予定について
- (8) 令和3年度地区協議会開催の年間予定について
- (9) 令和3年度第1回地区協議会開催日程について
- (10) 令和3年度の現地調査の年間予定について
- (11) 令和3年4月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和３年第４回広島市農業委員会総会を開会致します。

本日の欠席者はございません。出席者が過半数に達しており、総会は成立致します。

議事録署名者を指名します。

１２番、沖田委員、１３番、河野信義委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」について、５件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（西村主事）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請５件について説明します。

議案の３ページをご覧ください。

１番及び２番は経営規模拡大のため農地を譲り受けるものですが、以下、補足説明します。

１番の申請地周辺の土地は昭和６３年頃に公共工事の残土処分により造成されたものですが、一部の地権者が同意せず公図が訂正されないまま現在に至ったため、公図と現況が大きく異なっています。こうした状況において、この度譲受人が造成地内で耕作する農地について、関係地権者間で調整がついたことから所有関係の是正手続きの一環として今回の申請があったものです。

また２番については、上記造成地内だけでは譲受人の取得面積が不足するため、別の場所の農地を譲り受けるものです。

３番は譲渡人との間で利用権を設定している申請地を譲り受けるものです。

４番は譲受人が戦前から賃借していた申請地を譲り受けるものです。

５番は譲渡人である父から農作業を引き継ぐため、農地の一部を譲り受けるものです。なお譲受人は新規就農となりますので、水稻を作付けする旨の営農計画書が提出されています。

申請地はすべて、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長

議案第 1 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番、2 番、山本委員

山本委員

4 番の山本です。1 番、2 番についてご報告いたします。

3 月 1 6 日に事務局の方 2 名と現地を確認いたしました。鍛冶山委員は別途調査いただいております。

1 番につきましては、経営規模拡大のため、譲受人の居住地そばの農地を取得される案件です。問題ないと思います。

2 番ですが、1 番の譲受人が、果樹及び野菜を耕作されるとのことで、こちらも問題ないと思います。

議 長

3 番、佐藤委員。

佐藤委員

1 0 番の佐藤です。

3 月 1 7 日、下谷委員と事務局の方で現地を確認しました。事務局説明の通り問題ないと思います。

議 長

4 番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

1 5 番の河野です。

4 番の申請地は、戦前から貸借して譲受人が作られているもので、別に問題はないと思います。

議 長

5 番、児玉委員。

児玉委員

1 9 番の児玉です。

3 月 1 8 日に奥田委員、事務局職員 2 名と現地を確認しました。譲受人は、譲渡人の娘であり、生前贈与により申請地を取得し、新規就農するものです。

先日の日曜日と一緒にトラクターで田んぼを耕しておられ、何の問題もないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。

議案の4ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、自宅への進入路及び敷地拡張するものです。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、本案件は、既に転用済みとなっておりますが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案の説明が終わりましたので、担当委員から意見をいただきます。

11番、沼田委員。

沼田委員

11番の沼田です。

3月17日に沖田委員と事務局職員と一緒に現地を調査いたしました。ここは、かなり以前から転用済みとなっておりますが、近隣農地等に影響はなく、許可相当と思われます。

議長

その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」について10件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（西村主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の10件について、説明いたします。

議案の5ページをご覧ください。

1番、2番は、雑種地への転用事案で申請地を譲り受け、貸資材置場、資材置場として利用しようとするものです。

3番は、雑種地への転用事案で申請地を借り受け、グランドゴルフ場として利用しようとするものです。

4番、6番から10番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、駐車場、貸駐車場・事務所、建設機械置場として利用しようとするものです。

5番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅敷地として利用しようとするものです。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のい

ずれにも該当しないものと思われます。

また、3番、5番、7番及び8番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が、3番については令和2年8月26日、5番、7番及び8番については本年2月26日付でされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

2番、4番、10番の案件につきましては、申請地がすでに資材置場、駐車場として使用されていますが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

以上の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺い致します。

1番、山本委員

山本委員

4番の山本です。

1番について、ご報告いたします。3月16日に事務局の方2名と現地を確認いたしました。こちらは以前譲受人が隣接地を資材置場として取得されたのですが、今回そのそばの小さな土地について取得漏れがあったとのことで、転用の許可を申請されたものです。隣接地及び周辺地は資材置場で周辺農地への影響はないと思います。

議 長

2番、3番、己斐委員

己斐委員

3番の己斐です。

2番は令和3年1月19日に、事務局職員2名とで現地の調査を行いました。既に資材置場となっており、砂利とか真砂土等が置いてありますが周辺農地への土砂の流出もなく、資材置場としての申請には問題はありません。

3番は農振除外の調査で、昨年、令和2年3月17日に事務局職員2名とで現地の調査を行っております。休耕中の農地を老人運動広場として、老人クラブのグランドゴルフ場として利用する申請です。雨水による周辺農地への影響もなく、問題はありません。

議 長

4 番、5 番、谷口委員。

谷口委員

1 4 番の谷口です。

4 番の案件は、譲受人が以前からトラックを停めるところを探しておられて、なかなかいいところが見つからなくて、今回土地を取得されるものです。説明にもありましたように、以前より砕石が敷かれて、乗用車が 3、4 台程度停まっていた。転用について問題はないと思います。

5 番につきましては、譲受人はお寺を営まれており、住居がお寺と接近しており、庭がなく、宅地として拡張するために取得されるもので、問題はありません。

議 長

6 番から 9 番、河野信義委員。

河野信義委員

6 番につきましては、先ほど説明がありましたように、貸し駐車場に使用するもので、特別問題はないと思います。

7 番から 9 番ですが、以前も隣接地を駐車場や機械、重機置き場にするという説明したことがあります。そのすぐ隣の土地でございます。譲受人が車両置場として建設機械を 20 台ほど置くという案件で、異議はございません。

議 長

10 番、奥田委員。

奥田委員

18 番の奥田です。

10 番の案件は、3 月 18 日に事務局の方 2 名と現地調査を行いました。申請地は既に転用済みでした。近隣の農地には影響はなく、適切だと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請」について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（西村主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請の1件について説明します。

それでは、議案の7ページをご覧ください。

本件は、令和2年12月8日付けで、農地法第5条による転用許可を受け、資材置場及び駐車場として整備しましたが、事業資金に余裕が生じたため、保管用の倉庫兼車庫を建築するよう事業計画変更し、転用期間を延長する承認を受けようとするものです。

なお、申請地は令和2年12月17日付で申請者に所有権が移転されていますが、資材置場・駐車場の転用について完了報告がされておらず、一連の転用に係る工事で倉庫兼車庫を建てるため、事業計画変更承認申請をするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、沖田委員。

沖田委員

12番の沖田です。

令和3年3月17日に、沼田委員、事務局員と現地調査をしました。去年の12月7日の総会で審議し、許可された案件ですが、現地は事務局の説明のとおりでした。問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（西村主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の1件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか（耕作しているか）

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。

今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。沼田委員。

沼田委員

11番の沼田です。

3月17日に沖田委員と事務局で現地の調査をしました。現地は果樹が整然と植えてあり、相続人も今は申請地付近には住んでないそうですが、こちらに帰って来られる予定だと聞いておりますので問題はないと思われます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第7号の専決処理について、74件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（西村主事）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出9ページから13ページの26件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出14ページから17ページの26件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請18ページの3件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出19、20ページの13件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認21ページの3件、及び報告第6号、農地転用届出22ページの2件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第7号、農地法第5条の規定による許可申請の専決処理については、本

年第2回総会の議案第6号において、「民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請」にて、適格者として証明することを決定し、また最高価買受人から、農地法第5条の許可申請があった場合には、事務局次長が専決処理するとの承認を得たもので、広島市農業委員会事務局規定第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局の説明があった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5のその他事項に入ります。

「家族経営協定調印式について」と、「農業担い手育成研修修了式について」、己斐会長職務代理者から報告をお願いします。

己斐会長職務代理者

私が、今回、「家族経営協定調印式」と、「農業担い手育成研修修了式」に出席しましたので、報告させていただきます。別紙資料1をご覧ください。

3月23日に広島市農林水産振興センターで調印式がございました。5家族の方の調印式がありました。

広島市では、平成12年度から家族経営協定の調印が行われており、広島市全体では、今回の5家族を含め、48家族となりました。

農業委員では、福島会長が、再度、家族経営協定の調印をされました。協定調印後は、5名の方から家族経営協定での経営方針、目標、役割分担などの発表がありました。

引き続きまして、「広島市農林水産振興センター農業担い手育成研修修了式」について、報告します。別紙資料2をご覧ください。

同じく、3月23日に広島市農林水産振興センターで修了式がございました。活力の实地研修生の修了式と、引き続いて、スローライフ・ふるさと帰農・チャレンジ女性3つの研修の合同修了式が開催されました。

ひろしま活力農業22期生4名は、安佐北区白木町、安佐町、佐伯区湯来町和田と、安芸太田町に、去年の4月から8か月間の实地研修を終え、12月から本格的に就農されています。

活力の修了式には、農業委員会からは地元委員として、河野信義農業委員、吉田農業委員、舩木推進委員、林谷推進委員が出席されました。

22期生を代表して、佐伯区湯来町に就農された宮崎さんから、意気込みの発表がご

ざいました。

続いて、スロー、ふるさと、チャレンジの合同研修式も実施されました。

ふるさと帰農の研修生からは、「植物の適期に適した作業を行うことの必要性を知った」と意気込みの発表がありました。

この3研修で、13名の方が地域に入っていく予定ですので、担当地区の委員の皆様には引き続きご支援をお願いいたします。

来年度は、4人の活力生（3人広島市、1人安芸太田町）と、3人のスローライフ生（2人廿日市、1人広島市）を新規で受け入れる予定です。

農業委員会としても、新規就農者の支援をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で、調印式及び農業担い手育成研修修了式の報告とさせていただきます。

議 長

事務局から報告をお願いします。

石原次長

それでは、配付資料の7ページにより、先月10日と11日に開催された、「広島市議会令和3年度予算特別委員会」における農業関係の主な質疑について、ご説明します。

まず、令和3年度からの新規事業である「地域主体の農地利活用支援事業」についての、安佐北区の山内委員の質疑です。

事業の概要と目的に関する質問に対し、担当の農政課長から、この事業は、農地の持つ多様な価値の維持のため、地域の実情に合った利活用の取組を促すもので、計画を策定しようとする地域団体に対し、専門家の派遣や先進地視察などの支援を行うものであること、計画の策定後は、その実現に向けた支援として、策定後の5年間に、専門家の派遣や、スマート農業の実現・農作業の共同化などのための機械購入・施設整備などの初期投資経費に対する2分の1以内、上限500万円の補助を行うことを考えていること、また、「地域にどのように働きかけていくのか。」との質問に対して、農業委員、推進委員、区農林課職員などを通じ、集落営農組織や地域団体への周知を図る、などの答弁がありました。

次に、有機農業についての、安佐南区の藤井委員の質疑です。

「有機農業はなぜ進まないのか」との質問に対し、農政課長から、有機農業は病虫害による品質や収量低下、コストの増加などの課題があり、特に化学肥料や農薬を全く使わない農産物生産は難易度が高く、本市で採用農家はほとんどいない状況であること、また「就農や技術支援を行ってはどうか。給食への活用が進むよう農業方針に有機農業の推進を位置付けるべきではないか」との質問に対して、有機農業の希望者へは、有機農業を行いやすい環境の農地のあっせんや技術指導を行うこととしており、こうした取組により、安全・安心な農産物の生産を進めていく、などの答弁がありました。

次に、農業の多様な担い手の育成についての、安佐北区の今田委員の質疑です。

まず山内委員の質疑にもあった、「地域主体の農地利活用支援事業」について、事業の進め方や補助対象などに関する質問がありました。これに対し、山内委員への答弁と重なる部分は省略しておりますが、農政課長から、補助対象は、田植え機、コンバイン、籾乾燥機、自走式草刈機、ドローン散布機などの機械購入のほか、水管理のためのシステム導入や、有害鳥獣対策防護柵などを考えていること、限度額は、集落全体での水稻栽培の取組の採算が合うよう設定し、田植え機の購入にかかる約1,000万円の2分の1の500万円としたこと、個人、法人とも補助対象であること、などの答弁があり、また、事業による水稻栽培への効果に関する質問に対して、農業機械補助などによる経営収支の改善のほか、農地の利活用の話し合いを通じた地域コミュニティの形成による、共同での病虫害対策の実施などの効果も期待できる、などの答弁がありました。

続いて、有害鳥獣対策の銃猟に関する県との協議などに関する質問があり、森づくり担当課長から、夜間銃猟は、立入禁止区域の設定について地域住民全員の理解が困難なため実施は難しい、狩猟期間の延長は、過去に延長した際に捕獲数の増加などの効果がなかったことなどから、現状では検討していないとの県からの回答があったこと、銃による駆除に必要な警察の命令などに関しては、現場で警察と協議するよう駆除班に指導している、などの答弁があり、また、有害鳥獣対策の新規・拡充に関する質問に対して、令和3年度予算では、農家によるシカの報償金を4,000円から5,000円に、駆除班によるイノシシ捕獲後の処理費を5,000円から6,000円に増額するとともに、わな猟免許に加え、銃猟免許の取得費用についても補助対象とする、などの答弁がありました。

資料の次のページをご覧ください。

続いて、農業者による「野焼き」に関していくつか質問がありました。規制や指導内容に関する質問に対しては、環境局業務第一課指導担当課長から、法律により、野焼きは周辺住民の生活環境の悪化につながることから、原則禁止となっており、苦情があった場合は、現地へ出向き、野焼きは原則禁止であること、時間帯や風向き等近隣住民に配慮することを指導しているなどの答弁がありました。

また、トラブル防止のため、行政で農家による野焼きのルールを定めてはどうかとの質問に対しては、担当の課長及び部長から、地域で状況が異なるため、農家の野焼きについて全市域的な統一ルールを定めることは困難であること、他都市でも問題になっており、ガイドライン等の策定を国に要望していく、などの答弁がありました。またその後、市長から、大変悩ましい問題であり、農業と、住民の生活環境を守ることとをどうやって調和させていくか、状況に応じて地域ごとに考えていく必要がある、この指摘については重く受け止め、時間をいただき、皆さんが納得する基準づくり等を検討したい、との答弁がありました。

最後に、農業政策に関する安佐北区の木島委員の質疑です。

稲作のウンカ被害についての農家への周知に関する質問に対し、農政課長から、3月に、生産区長を通じて、情報を伝える防災メールの登録方法や予防対策などを記載したチラシを配布する、水稻栽培期間中は、農業技術部会のスタッフが巡回指導や講習会で発生情報の周知や防除対策の指導を行う、大量発生した際は、防災メール等に

よる迅速な周知と防除対策などの資料を配布するなどの答弁があり、また土日の閉店や在庫不足で農薬を購入できないことがないよう、農協を指導できないかとの質問に対して、ウシカが発生した際には必要な農薬量を確保すること、土日営業店舗などの情報を広報誌で周知することを、広島市農協に確認した旨の答弁がありました。

なお、複数の委員の質疑にあった、今年度からの市の新規事業である「地域主体の農地利活用支援事業」については、のちほど、現時点でお伝えできる事業概要等を、農政課から情報提供いただくこととしております。

説明は以上です。

事務局（西村）

続いて9ページ、10ページ、資料の4、資料の5をご覧ください。岩重委員の就任に伴い、農業委員会名簿、及び地区協議会名簿を作り替えたものです。今後の業務の参考にしてください。

続いて11ページをご覧ください。今年度の職員の業務分担表になります。前年度からの主な変更点についてご説明いたします。まず、平木主幹が事務の管理を行います。続いて有馬主査が、今年は5条の許可申請、農振法関係、そして総会等を担当いたします。続いて横山主事は昨年に引き続き、4条許可を担当いたします。私西村は3条許可、利用権、そして非農地証明を担当いたします。山室主事は、納税猶予関係の新規を担当いたします。主な変更点を中心に説明をいたしました、

続いて12ページをご覧ください。資料7です。こちらは総会の年間の予定です。2月にお配りしたものと内容は同じものですが、改めて再掲載をいたします。

事務局（森下技師）

資料8です。

年間の地区協議会の予定です。昨年度と同様に、奇数月で全6回の開催を予定しております。

また、昨年度の総会や地区協で協議したとおり、農作業の繁忙期を考慮し、地区協議会の日程を長くっておりますので、ご確認ください。

つづいて、資料9です。

第1回の地区協議会の開催日程についてです。

5月10日～20日で開催を予定していますので、ご覧ください。

内容は来月総会で審議予定のものもありますが

- ・ 令和3年度農地利用状況調査の実施計画について
- ・ 令和3年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定について
- ・ 令和4年度意見書等について
- ・ 家族経営協定について
- ・ 農業委員・推進委員による農業体験学習について
- ・ 農業担い手育成研修生について
- ・ 耕作放棄地再生・利用事業について
- ・ 農業委員会事務局の業務分担について

・農地の多様な利活用について
を予定しております。

続いて、別冊カラー刷りの一枚ものをご覧ください。
ひろしまそだちだよりについて、振興センターから情報提供がありましたのでお配り
しております。

振興センターがJGAP認証を取得されたことや、ひろしま朝市のPR、また、表
紙と裏表紙では、湯来町のタラの芽のご紹介もごございますので、お時間ありますとき
にぜひご一読ください。

事務局（西村）

また資料に戻りまして、15ページ資料10になります。

令和3年度現地調査日程について、こちらも2月の総会でお配りしたもので変更は
ございませんが、再掲載したものです。

続いて16ページ令和3年4月の現地調査日程についてです。今月の許可案件の締
切日が4月15日木曜日です。また4月15日の5時15分から電話で日程を調整さ
せていただきたいと思います。

現地調査の日程の予定です。4月16日金曜日午前が旧市、午後が安芸区、4月1
9日月曜日午前が可部・安佐地区、午後が白木・高陽地区、4月20日火曜日午前が
安佐南区、午後が佐伯区を予定しております。よろしくお願いいたします。

石原次長

続いて選挙に関する注意喚起についてです。

議員の当選無効に伴う参議院広島選挙区の再選挙が、今月8日告示、25日投開票
の日程で実施されます。

公職選挙法第136条の2に、「地方公共団体の公務員は、その地位を利用して選挙
運動をすることはできない」と規定されており、農業委員・推進委員の皆さんもこの
規定の対象となります。

例えば、「農地法に基づく許可や指導権限を背景に、関係者に選挙への支援や協力を
求めること」や、「農業委員会活動のために農家を訪問する際に、農家に投票を勧誘す
ること」が禁止行為に当たりますので、注意いただきますようお願いします。

具体的な事例等で、ご不明の点などがありましたら、お問い合わせいただきますよ
うお願いいたします。以上です。

議 長

それでは先ほど説明がありましたように、今年度の新規事業について農政課の方か
ら説明をお願いします。

農政課（檀上補佐）

広島市役所農政課農畜産係長の檀上と申します。よろしくお願いいたします。見た
限りでは半分以上の方の顔を拝見したことがあるなと思っております。本来であれ

ば、農政課長の梶川の方がここで説明させていただくところなのですが、所用につき課長補佐の檀上が対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

1枚もののカラー刷りで「地域主体の農地利活用支援事業について」というのをご覧いただければと思います。

現状と課題としまして、本市では、ほ場整備地区などの農地については、“ひろしま活力農業” 経営者育成事業などにより、利活用を進めています。

しかしながら、ほ場整備地域以外の農地では1枚当たりの面積が小さい、条件も悪いですし、形状も歪であることから、遊休化や耕作放棄化が急速に進んでおります。食糧供給の場、災害を防ぎ、水資源をかん養する国土保全や環境保全などの「農地の多様な機能」の維持が困難な状況になっています。

今後、効果的に本市の農地が持つ多様な機能を維持するために、既存の市の担い手育成事業に加えて、地域の実情に合わせた農地の利活用の取り組みを促す必要があると考えました。そうした中で、この「地域主体の農地利活用支援事業」なのですが、農地の利活用を行う意欲ある地域住民が主体となって新たに「農地利活用事業プラン」を作成・実施する場合、本市が農地利活用の検討からその実施までを重点的に支援することによって、地域の必要に合わせた農地の利活用の取り組みを推進し、多様な機能を有する農地の保全、利活用を図る、ということを目的にしております。平たく言えば、地域が共同で色々なことを考えて、地域の農地をどうしようかということをお話していただき、その5年後の目標を作っていただく。その目標に向かって色々な取り組みをされることにに対して補助金を出していこうというものです。それから区役所を中心に伴走支援していこうと考えております。

事業の内容を細かく言いますと、「地域主体の農地利活用事業プランの作成支援」ということで、地域の実情に合わせた農地の利活用の方向性を定める「農地利活用事業プラン」を新たに作成しようとする地域に対し、地域力創造アドバイザーなどの専門家の派遣や先進地視察などにより支援していきます。これが令和3年度からはじめていて、今年度からはじめていきたいと思っております。

(2) として、農地利活用事業プランの実施に向けた支援として、これは令和4年度から、計画を今年作っていただいた地域に対して、来年度からということになるのですが、プランの実施に向けた取り組みに対して、先ほど議会の答弁にもありましたように、プランの作成後5年間は農業経営アドバイザーなどの専門家の派遣を行うとともに、地域住民や担い手に対して、スマート農業の実現や農作業の共同化に資する機械の購入、出荷設備の整備など、イニシャルコストに関する経費を助成することを考えています。

今、想定していることで、これで確定という形ではないのですが、今想定してるのは1地区当たり、5年間で500万円の補助金を出していきたいと思っております。具体的には、こういったものが当てはまるかというと、先ほど議会の答弁にもあったのですが、農作業をおこなう共同農家ごとに必要な田植え機などの、水稻に必要なコンバインとか、もみ乾燥機、農作業の省力化に必要な自走式草刈機とか、散布用ドローンとか、最近流行りではあるのですが、そういったものも考えています。それだけではなく、地域で野菜の産地にしていこうとか、例えば果樹の観光農園化を図って

いこうとか、そういったことに対しても補助金を出していくということを想定しております。

イメージ図を見ていただければと思うのですが、今の地域とはどれくらいの大きさなのか、ということなのですが、今想定している範囲でまだ確定ではないのですが、小字集落、小字単位を一つとしてそれ以上と考えています。その地域の実情に応じて大きくなったり、小さくなったり、あまり小さ過ぎるのは問題があるのですが、そういうことを考えています。例えば地図で見ていただければと思うのですが、こういうところはちょっと耕すのは難しいですよ、でもそこが荒れていったら、鳥獣被害、鳥獣の住処になるよね、というようなこともあるので、共同で草刈りをしていこうとか、いうことがあるかと思います。

それからもうすこし集落の方で、黄色のエリアなのですが、各農家で利活用しているエリアについては、当面は水稻や野菜で、自分らで耕していこうと。もう少しいいエリアについては、例えば担い手に貸していこうとか、そうしたことを集落で考えてまとめていただいて、それに対する、その5年後の目標に対して実施していく、取り組みに対して補助するというように考えております。

大体、早口なんですけれども、地域主体の農地利活用支援事業についてご説明しました。何かご質問があれば、お願いいたします。

梶山委員

ほ場整備はしないのですか。

例えばこの破線の区域くらいは、ほ場整備をするとか言うのならまだ少しは効果があると思うが、これで500万出しても意味ないと思う。

農政課（檀上補佐）

ほ場整備をするにあたっては、また別の事業もございます。そういった事業を合わせて使うというのも一つの考え方と思います。

梶山委員

欲張ってあれこれ言うてはいけないでしょう。

農政課（檀上補佐）

小さい農地をどう活用していくかを考える中で、ほ場整備していくのも一つの考え方ですし、どうしても難しいところもあるかと思うのです。そういった中で最大限色々活用していただければならないと思っております。

大きいほ場整備を、という思いがあるのであれば、またそれはそれで言っていただければと思います。

梶山委員

狭い農地が多い谷間なので、それを荒らさないようにしようと思えば、例えば1,000㎡くらいの区画のほ場整備も考えていかないと難しいのかなと思う。出来る出来ないはわからないが。

農政課（檀上補佐）

そうですね。そういったところも含めて、また考えていきます。

河野（信）委員

今の話は500万円を年間で出すことを5年間続けるということですか。

農政課（檀上補佐）

いえ、5年間で最大500万円です。

河野（信）委員

今の話は大変良いことだと思いますが、5年後の利用ではなく、今現在、明日からどうしようかという所が多数あります。それは、皆、歳をとっても農業をされている方が多い。私の周りでも、ほ場整備したところが既に荒れてきている。ほ場整備したところはきれいになりますが、若い者がおらず高齢者ばかりの所が増えている。

ご存じのように〇〇や△△の花ノ木団地では、現在、植木はなく大草になっている。△△はそうではありませんが、〇〇は大草でイノシシの巣になっています。そういった所は補助金を使って開発したところですから、良くはないがすでにそうなっている。ほ場整備した所を耕作しなければいけないことはわかっていますが、なかなか難しい。そういったことも支援するような事業を考えていただけないかと思っています。

農政課（檀上補佐）

先ほどの河野さんの意見ですが、確かに、〇〇と言ったら、私も〇〇町を担当していた時期もあるので、なかなか難しいなというのがあります。地域で農地を守っていきたいという意識が調整されているところを、うちとしては支援していききたいというのが一つと、それと担い手が先ほど減っているということもありますので、今のセンターの事業が4事業ありますが、担い手育成をもう少し色々検討して、もっともっと増やしていけるような担い手育成を考えていきたいなと、今考えております。

あと、野菜だけではなく、水稻も大きな農地を利活用する、保全していく、利活用していくということでは大きなことだと思っていますので、そういったことにも考えていきたいなと今考えております。

議 長

その他、他にございませんか。

（委員：質問、意見なし）

議 長

それでは、ありがとうございました。

農政課（檀上補佐）

どうもありがとうございました。

議 長

これで令和３年第４回総会を終了いたします。

次回の総会は、令和３年５月７日（金）午後１時３０分から、東区役所３階第４・５会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理よろしくお願いいたします。

鍛冶山会長職務代理者

大変お疲れ様でございました。

今年は桜も大変早く散りはじめておりますが、農作業もかなり早く進むんではないかと思しますので、体には十分気を付けていただいて、しっかり頑張ってくださいと思います。本日はどうもありがとうございました。